

行刑施設処遇類型別指導の調査・研究について

平成 15 年 5 月 27 日

矯正局教育課

女性に対する暴力に関する処遇類型別指導としては、性犯罪防止教育を実施している（平成 15 年 4 月 1 日現在，八王子医療刑務所，川越少年刑務所，東京拘置所，奈良少年刑務所，松山刑務所の 5 か所で実施。）この性犯罪防止教育については、平成 13 年度から実施されている処遇類型別指導の調査・研究「被害者コース」の一部で、性犯罪被害者の視点を取り入れた教材や指導方法についての実践研究を行っている。

調査・研究「被害者コース」

行刑施設における処遇類型別指導の充実を図るため、平成 6 年度から各施設における受刑者の特性に応じた指導要領を作成するなど、調査・研究を実施している。

平成 13 年度からは、各施設ごとに対象者を選定し、被害者支援の観点から、被害者の視点を取り入れた指導を行うための指導要領を指定施設において作成することとし、全国の行刑施設のうち、16 施設において調査・研究を行っているものである。

調査・研究指定施設

矯正管区	被害者コース
札幌	釧路刑務所，函館少年刑務所
仙台	山形刑務所，盛岡少年刑務所
東京	栃木刑務所，水戸少年刑務所，松本少年刑務所
名古屋	笠松刑務所，三重刑務所
大阪	滋賀刑務所，奈良少年刑務所
広島	岡山刑務所，山口刑務所
高松	松山刑務所
福岡	麓刑務所，佐賀少年刑務所